

白岡市低入札価格調査制度取扱要領

(平成13年3月29日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく低入札価格調査制度に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 対象とする入札は、総合評価方式による競争入札とする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、契約ごとに契約の相手方となるべき者が、当該契約の内容に適合した履行をしないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定める。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り捨てる。）に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、調査基準価格を定めることができる。

4 第2項ただし書又は前項の規定により調査基準価格を算出するときは、予定価格の税抜きで計算を行い、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第4条 入札執行者は、競争入札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格が、調査基準価格を下回る価格であったときは落札を留保し、低入札価格調査委員会の審査に付さなければならない。

(低入札価格調査)

第5条 入札執行された当該工事を所管する課長は、調査基準価格を下回る入札が行われ、落札が保留されたときは速やかに調査を開始しなければならない。

2 調査基準価格を下回る入札がなされた場合、所管課長は速やかに調査し、入札日から14日以内にその結果を低入札価格調査委員会に報告しなければならない。

3 低入札価格調査を行ったときは、市長は、入札の日から21日以内に落札者を決定し、その結果をすべての入札者に通知するものとする。

(審査結果後の措置)

第6条 入札執行者は、低入札価格調査委員会が当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがないと認めるときは、当該入札者を落札者として決定する。

2 前項による落札者が決定しないときは、調査基準価格を下回る次順位の入札について同様の調査を行い、落札者が決定するか、調査基準価格を下回る入札がなくなるまで次順位の入札について調査を行う。

3 調査基準価格を下回るすべての入札について、前2項の調査を行った後も落札者が決定しないときは、調査基準価格以上かつ予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者とする。

4 低入札価格調査の対象者を落札者に決定したときは、契約後、適正な施工の確保に留意するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第7条 低入札価格調査委員会は、白岡市建設工事請負等競争入札参加者の資格審査及び選定に関する規程（昭和58年白岡町訓令第1号）第2条の白岡市建設工事請負等競争入札参加者資格審査会をもってこれに充てる。

附 則

この要領は、平成13年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、白岡町の市制施行の日（平成24年10月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月 7 日までに公告した競争入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。